

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に関する変更点について

今冬は、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザと同時流行が懸念されています。

外来医療機関のひっ迫を回避するために、従来の医療機関や保健所が発行する検査結果を証明する書類や診断書等の提出は不要となりました。

発熱した場合の家庭での対応は、以下のとおりです。

発熱した場合

- ① 自宅で抗原検査キットの準備ができれば検査をする。

**陰性** → インフルエンザの可能性あり

どちらでも医療機関を受診し指示を

**陽性** → 新型コロナウイルス感染症 あおぐ。

- ② 自宅での検査ができなければ、そのまま医療機関に連絡をとり指示をあおぐ。

インフルエンザと診断された場合

学校 HP からインフルエンザ経過報告書(保護者等記入)をダウンロードし、療養期間中の健康観察をする。同時にリーバにも入力する。経過報告書は、登校した日に提出する。

家庭でダウンロードができない場合は、学校へ報告書をとりこぎてください。

発症した日を0日として、そこから5日間(計6日間)は登校できません。また、平熱となった日を解熱0日として、平熱で過ごせる日を2日間経過する必要があります。

冬休み中に、新型コロナウイルス・インフルエンザにかかった時は、学校に連絡してください。

TEL 054-644-3591